２０２５年４月
在香港日本国総領事館

数次有効の短期滞在査証（ビザ）申請について
（インドネシア・フィリピン・ベトナム国民の方）

我が国は、２０１４年９月３０日から、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民（一般パスポート所持者）に対する短期滞在査証（数次ビザ）の発給を開始することとなりました。

１　対象者

１回の滞在が３０日以内であり、ＩＣＡＯ標準の機械読取式一般パスポート又はＩＣ一般パスポートを所持し、かつ、数次査証（ビザ）の発給を希望するインドネシア、フィリピン、ベトナム国民であって、次のいずれかに該当する者

（１）　過去３年間に我が国へ「短期滞在」での渡航歴及び渡航費用支弁能力を有する者
（２）　過去３年間に我が国へ「短期滞在」での渡航歴及びＧ７（日本を除く）への「短期滞在」での複数回の渡航歴を有する者
（３）　十分な経済力を有する者
（４）　（３）の配偶者又は子

（注１）　当館では、香港又はマカオに居住している方が申請できます。一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオＩＤカードをご提示いただきます。日本へ渡航中に香港又はマカオの滞在許可期限が到来する方は、在留期間延長手続を終えてから申請してください。

（注２）　原則、申請人本人が日本査証申請センターにお越し下さい。（事前予約が必要です）申請人の同居する家族（未成年者を除く）が代理で申請する場合は、婚姻証明書や出生証明書（原本及び写し）により、その関係を証明できることが必要です。代理申請の場合でも、申請書には申請人本人が署名してください（未就学の幼児は親権者のサインで可）。
※日本査証申請センター【電話番号：（+852）3167-7033】

２　必要書類

「数次有効の短期滞在査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表」を参照してください。

（注１）　提出いただく書類は、発行後３か月以内の原本です。
（注２）　書類が揃っていない場合は、受理できない場合があります。
（注３）　審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。
（注４）　審査期間中は、原則として、パスポートをお預かりします。
（注５）　申請の際に提出された書類は、パスポートを除き返却できません。

３　査証（ビザ）発給

申請内容に問題がない場合、審査期間は最低一週間です（土、日曜日、休館日を除く）。
なお、必要書類を提出したから必ず査証（ビザ）が発給されるというものではありません。また、審査の結果、一次有効の査証（ビザ）を発給する場合があります。

（注１）　書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。
（注２）　旅券の返却は、日本査証申請センターが定めた方式となります。
（注３）　手数料のお支払いは日本査証申請センターが定めた方式となります。手数料の額は、パスポート・査証（ビザ）によって異なりますので、申請の際にお確かめください。
（注４）　査証（ビザ）発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

数次有効の短期滞在査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表

（インドネシア、フィリピン、ベトナム国民の方）

申請人の条件	（１）過去３年間に我が国へ「短期滞在」での渡航歴及び渡航費用支弁能力を有する者	（２）過去３年間に我が国へ「短期滞在」での渡航歴及びＧ７（日本を除く）への「短期滞在」での複数回の渡航歴を有する者	（３）十分な経済力を有する者	（４）（３）に該当する十分な経済力を有する者の配偶者又は子
必要書類	申請人が準備する書類			
	① 査証申請書 （書式あり） ② カラー写真１枚 ③ パスポート （原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード （原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ 過去３年以内の日本への短期滞在査証（ビザ）及び入国印が確認できる現有パスポート又は旧パスポート （原本及び写し） ⑦ 渡航費用支弁能力を証する資料 （原本及び写し） ⑧ 在職証明書（原本） （見本あり） ⑨ 数次の渡航目的を説明する資料（原本）	① 査証申請書 （書式あり） ② カラー写真１枚 ③ パスポート （原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード （原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ 過去３年以内の日本への短期滞在査証（ビザ）及び入国印が確認できる現有パスポート又は旧パスポート （原本及び写し） ⑦ 過去３年以内のＧ７（日本を除く）への短期滞在査証（ビザ）及び複数回の入国印が確認できる現有パスポート又は旧パスポート （原本及び写し） ⑧ 在職証明書（原本） （見本あり） ⑨ 数次の渡航目的を説明する資料（原本）	① 査証申請書 （書式あり） ② カラー写真１枚 ③ パスポート （原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード （原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ 十分な経済力を有することを証明する次の資料等 （原本及び写し） ・公的機関が発行する１年間の所得証明（政府から発行した直近の納税証明書） ・申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近１か月分（３０日間） ⑦ 在職証明書（原本） （見本あり） ⑧ 数次の渡航目的を説明する資料（原本）	① 査証申請書 （書式あり） ② カラー写真１枚 ③ パスポート （原本及び写し） ④ 香港又はマカオＩＤカード （原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可 （原本及び写し） ⑥ （３）との家族関係を示す資料 （原本及び写し） ⑦ 数次の渡航目的を説明する資料（原本） ⑧ （３）と別に申請する場合は次の全ての資料 ・（３）の十分な経済力を有することを証明する資料 （原本及び写し） ・（３）の在職証明書（原本）（見本あり）

※必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承願います。

申請人が準備する書類の注意事項

１　査証申請書（書式あり）

（注１）　記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。

（注２）　申請人が学生である場合（幼稚園を含む）は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。

（注３）　身元保証人欄及び招へい人欄について、

①　短期商用目的の場合は、日本側（本社、支社、取引先等）の会社の名称、住所、電話番号等を記入してください。

②　親族・知人訪問目的の場合は、日本にいる親族や知人等の氏名、住所、電話番号等を記入してください。

③　観光目的で、日本に親族や知人等がいる場合は、日本にいる親族や知人等の氏名、住所、電話番号等を記入し、日本に親族や知人等がいない場合は「なし」と記入してください。

（注４）　申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。

２　カラー写真１枚

（注）　６か月以内に撮影したカラー写真（４５㎜×３５㎜、正面、無帽、無背景）を提出してください。

３　パスポート（原本及び写し）

（注１）　身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のページの写しを提出して下さい。

（注２）　我が国へ「短期滞在」での渡航歴を有する方は、日本への短期滞在査証（ビザ）及び入国スタンプのページの写しを提出してください。また、Ｇ７（日本を除く）への「短期滞在」での渡航歴を有する方は、Ｇ７（日本を除く）への短期滞在査証（ビザ）及び入国スタンプのページの写しを提出してください。

（注３）　パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。

４　有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）

（注）　旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。

５　渡航費用支弁能力を証する資料（原本及び写し）

（注）　申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近１か月分（３０日間）、又は公的機関が発行する１年間の所得証明（政府から発行した直近の納税証明書）の原本及び写しを提出してください。
なお、配偶者等との共同名義口座である場合は、親族関係を示す資料の原本及び写しを併せて提出してください。

６　十分な経済力を有することを証明する資料（原本及び写し）

（注）　申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近１か月分（３０日間）、又は公的機関が発行する１年間の所得証明（政府から発行した直近の納税証明書）の原本及び写しを提出してください。（その他、必要に応じて、株の配当金証明書、年金証書、退職金証明書、遺産相続証明書、賃貸借契約書、土地登記書、不動産権利書等の原本及び写し等）
なお、配偶者等との共同名義である場合は、親族関係を示す資料の原本及び写しを併せて提出してください。

７　家族関係を示す資料（原本及び写し）

（注）　扶養者（配偶者又は親）との関係を証する資料（婚姻証明書、出生証明書等）の原本及び写しを提出してください。